

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1282号)

平成27年1月8日

横情審答申第1282号

平成27年1月8日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成26年7月8日環創北第960号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「環境創造局北部公園緑地事務所と異議申立人に関するもので、同人が事務局長解任に至る経緯についての北部事務所とNPO法人とのミーティング、会議録、報告、その他非公式のものを含める一切の文書、平成23年より申請日まで」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「環境創造局北部公園緑地事務所と異議申立人に関するもので、同人が事務局長解任に至る経緯についての北部事務所とNPO法人とのミーティング、会議録、報告、その他非公式のものを含める一切の文書、平成23年より申請日まで」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「環境創造局北部公園緑地事務所と異議申立人に関するもので、同人が事務局長解任に至る経緯についての北部事務所とNPO法人とのミーティング、会議録、報告、その他非公式のものを含める一切の文書、平成23年より申請日まで」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年4月24日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報は、横浜市が特定公園自然体験施設の指定管理者として指定しているNPO法人（以下「本件NPO法人」という。）の事務局長であった異議申立人（以下「申立人」という。）の解任に至る経緯について、横浜市が保有する本件NPO法人と環境創造局公園緑地部北部公園緑地事務所（以下「北部公園緑地事務所」という。）との会議録など申立人に係る一切の保有個人情報である。
- (2) 本件NPO法人の役員については、本件NPO法人の定款において定められており、理事会や総会において会員により選任又は解任されるものとされている。横浜市は本件NPO法人の役員を含めた人事には関与等しておらず、本件個人情報は作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

なお、申立人は、異議申立書に、北部公園緑地事務所から本件NPO法人に出された文書（以下「北部公園緑地事務所からの文書」という。）を添付して、本件個人情報が存在する旨主張しているが、本件NPO法人の事務局長解任に係る相談や

文書の收受等はなく、本件保有個人情報には存在しない。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

(1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。

(2) 申立人を解任するように求める嘆願書（以下「本件嘆願書」という。）なる文書を行政が受理した、という話が伝わってきている。

本件嘆願書の存在を示唆し、問題を指摘したのは、他のNPO法人の理事長職である個人（以下「特定個人」という。）から本件NPO法人の理事の一人が聞いた情報による。

特定個人は常に関係部署から情報を聞くことができる立場にある。特定個人の証言を根拠として北部公園緑地事務所が秘匿してしまった本件個人情報が開示されることを強く望んでいる。

(3) 非開示理由説明書において、実施機関は、人事には関与等していないと説明しているがこれは明らかに虚偽である。

本件NPO法人の理事会での理事長等の発言が、北部公園緑地事務所の職員が関与していることを証明している。

(4) 申立人は本件NPO法人臨時理事会において、北部公園緑地事務所からの文書の送付書を手に入れている。

この文書の発信より前の時点で、本件NPO法人の理事長等が打合せをし、その結果、北部公園緑地事務所からの文書が作成された。

申立人は情報公開請求を行い、北部公園緑地事務所からの文書を手に入れたところ、「先日の打合せ」等の文言が記載されており、メモやレジュメ、いくつかの参考資料などが存在したことなども想定される。何の資料もなく北部公園緑地事務所からの文書の内容が議論されたとは考えられない。

#### 5 審査会の判断

(1) 公園内施設の指定管理者制度について

横浜市では、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、

指定管理者制度を導入している。公園又はその一部の管理に関する業務については、横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第28条の2により、平成16年7月から指定管理者制度を導入している。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人が本件NPO法人の事務局長を解任されたことについて、本件NPO法人と北部公園緑地事務所との間で交わした文書のうち申立人に係る保有個人情報である。

(3) 本件個人情報の不existenceについて

ア 実施機関は、本件個人情報は作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成26年9月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 北部公園緑地事務所は指定管理業務について、本件NPO法人と意見の交換や議論をしているが、本件NPO法人の人事については、一切関与していない。

実施機関と本件NPO法人が締結した特定公園自然体験施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に業務従事者の解任を求めることができるとの規定があるが、指定管理者に対する人事への関与はなるべく避けるべきであり、話し合いで解決できない場合に初めて人事についての権限を行使すべきである。本件NPO法人については、人事への関与が必要な段階にまで至っていなかった。

(イ) 北部公園緑地事務所からの文書は、特定公園自然体験施設の管理運営について、改善してほしいという内容であり、特定の者の解任を求めるという内容ではない。

(ウ) 申立人は、異議申立書において、本件嘆願書が提出されたと主張している。

しかし、実施機関としては、仮に本件嘆願書によって事務局長の解任を求められたとしても、本件NPO法人の組織内の問題であるという対応をすることを考えている。

また、本件個人情報の存在を確認するため、当時の担当職員に尋ねたが、該当する文書は作成し、又は取得していないとのことであり、本件NPO法人に関するファイルを探したが文書はなく、また関係する課にも文書の確認をしたが本件個人情報の存在は確認できなかった。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 当審査会が本件NPO法人のウェブページに掲載されている本件NPO法人の定款を確認したところ、事務局長は理事会において選任すると規定されていることが認められた。

また、実施機関は、本件NPO法人の業務従事者の解任を求めることができるという規定が基本協定書にあるものの、人事への関与が必要な段階にまで至っていなかったため、解任を求めたことはないと説明している。当審査会が基本協定書を確認したところでは、指定管理者が配置した業務従事者について、正当な理由により不相当と認めた場合は、理由を付した文書を持って当該業務従事者の解任を求めると規定されていることが認められた。

さらに、特定公園自然体験施設の管理運営に関する年度協定書では、指定管理者が実施機関に提出する書類として、維持管理、運営等に関する事業報告書等とされているものの、人事に関する書類としては業務従事者名簿のみであることが認められた。当審査会が実施機関に対し、本件NPO法人から提出された資料について確認したところ、指定管理業務に関する事業報告書のみであり、本件NPO法人の事務局長が交代したことが分かる文書については、事務局長変更後に提出された、新たな事務局長の氏名が書かれた業務従事者名簿しか存在しないとのことであった。

これらのことを考え合わせると、実施機関が指定管理者に対する人事への関与はなるべく避けるべきであると考え、人事について関与していないという実施機関の説明に不合理な点は認められず、申立人が事務局長を解任されたことについて、実施機関が何も文書を作成しておらず、本件NPO法人から文書の提出もさせていないことに、特段不合理な点は認められないと判断した。

(イ) 申立人は、本件NPO法人から実施機関に対して、本件嘆願書が提出されていると主張している。実施機関が本件NPO法人に文書を提出させていないとしても、本件NPO法人が自主的に文書を提出することも考えられるため、本件NPO法人から自主的に提出された本件個人情報の有無について検討する。

実施機関は、非開示理由説明書においては、本件NPO法人の事務局長解任に係る相談や文書の收受等はなく、本件個人情報は存在しないと説明するのみであり、事情聴取においても上記ア(ウ)と説明しており、本件NPO法人から申立人に係る文書を取得していないことについては明確には説明していない。

このため、当審査会は、実施機関に対し、文書を收受した記録や関係するフ

ファイル等について再度調査させたが、その結果においても、本件個人情報を収受した記録及び本件個人情報の存在は認められず、また存在することを推認させる事情も認めることはできなかった。

(ウ) したがって、本件個人情報は作成し、又は取得しておらず、保有していないとする実施機関の説明を覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(4) 結論

以上のおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年7月8日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年7月18日 (第174回第三部会) 平成26年7月24日 (第252回第一部会) 平成26年8月1日 (第258回第二部会)	・諮問の報告
平成26年8月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年8月28日 (第253回第一部会)	・審議
平成26年9月11日 (第254回第一部会)	・審議
平成26年9月25日 (第255回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成26年10月9日 (第256回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成26年10月23日 (第257回第一部会)	・審議
平成26年11月13日 (第258回第一部会)	・審議
平成26年11月27日 (第259回第一部会)	・審議